

業務継続計画の 策定について

BCP
(Business Continuity Plan)

【運営基準では①】

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

【運営基準では②】

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【運営基準では③】

- 業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。

業務継続ガイドライン

介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和2年12月

介護施設・事業所における
新型コロナウイルス
感染症発生時の
業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和2年12月

業務継続計画ひな形

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

(介護サービス類型：共通)

法人名 : 社会福祉法人 ●●会
施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム ●●の里
代表者名 : ●● ●●
管理者名 : ●● ●●
所在地 :
電話番号 :
作成日 : 2021年11月11日
改訂日 :

BCP作成にあたっての注意事項
※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。
※本ひな形は各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを推奨しています。文字の色は省略は、下記のとおりです。
■青字の部分は、BCPの内容を確認し、必要に応じて修正・追加・削除してください。
■赤字の部分は、BCP作成の手順です。手冊に詳しい補足・様式資料を作成してください。
■青字の部分は、施設等の固有のものなので、修正してください。
※本ひな形のExcelのシートは、下記のとおりです。
シートが緑は、サンプルが記入済みですので、確認し確定してください。
シートが赤は、記録の様式ですので印刷して活用してください。

業務継続計画 (BCP)

新型コロナウイルス感染症編

(介護サービス類型：入所系)

法人名 : 社会福祉法人 ●●会
施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム ●●の里
代表者名 : ●● ●●
管理者名 : ●● ●●
所在地 :
電話番号 :
作成日 : 2021年11月11日
改訂日 :

BCP作成にあたっての注意事項
※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。
※本ひな形は各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを推奨しています。文字の色は省略は、下記のとおりです。
■青字の部分は、BCPの内容を確認し、必要に応じて修正・追加・削除してください。
■赤字の部分は、BCP作成の手順です。手冊に詳しい補足・様式資料を作成してください。
■青字の部分は、施設等の固有のものなので、修正してください。
※本ひな形のExcelのシートは、下記のとおりです。
シートが緑は、サンプルが記入済みですので、確認し確定してください。
シートが赤は、記録の様式ですので印刷して活用してください。

業務継続計画(BCP)とは

○新型コロナウイルス等感染症や大地震等が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。

まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

業務継続計画において重要な取組①

○各担当者をあらかじめ決めておく(誰が、いつ、何をするか)

- ◆職員や利用者の安否確認
- ◆建物損壊、パソコン等の電子機器などの被災状況確認
- ◆道路状況や停電、断水などの情報収集
- ◆発電機や暖房燃料、備蓄品等の管理
- ◆関係者や機関への連絡 など

業務継続計画において重要な取組②

○連絡先をあらかじめ整理しておく



- ◆職員や職員の家族、利用者、ご家族
- ◆医療機関
- ◆市役所や役場、振興局
- ◆委託業者、取引先、ガソリンスタンド など

業務継続計画において重要な取組③

○必要な物資をあらかじめ整理、準備しておく



- ◆感染防止物品(消毒液、マスク、ゴーグル、手袋 など)
- ◆暖房器具、燃料
- ◆非常食や水
- ◆必要な日用品(ティッシュペーパーなど)
- ◆その他(ラジオ、モバイルバッテリーなど)

業務継続計画において重要な取組④

○整理した情報等を組織で共有する



- ◆定期的に研修や訓練などで非常時に備えた情報を共有
- ◆非常時に必要な情報を誰でも取り出せるように備える
- ◆情報機器が使用できない場合も想定し、印刷し、保管場所を決めておく など

業務継続計画において重要な取組⑤

○定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行う



- ◆職員や利用者の入れ替わりなどによる名簿等の変更
- ◆要検討としていた項目などの検討
- ◆役割や体制など、実際の動きを研修や訓練で確認

自然災害発生時と感染症発生時の違い①

○自然災害

- ・施設や設備等、道路・電気・水道などの社会インフラへの被害が大きい
- ・職員や職員の家族等や怪我や被災などによる出勤できない状況も想定される

○感染症

- ・自然災害のような物理的被害は無いが、職員や利用者の健康被害が大きい
- ・濃厚接触者や家族の看護等により職員が出勤できない状況も想定される

自然災害発生時と感染症発生時の違い②

○自然災害

- ・被害の発生は、主に兆候なく突発する
- ・被害の期間は、過去事例等からある程度、影響の想定が可能

○感染症

- ・被害の発生は、海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能
- ・被害の期間は、長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難

(表1) 新型コロナウイルス等感染症と地震災害との違い

(厚生労働省「事業者・職場における新型コロナウイルス等対策ガイドライン」に加筆)

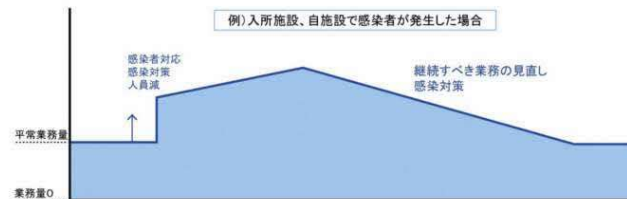
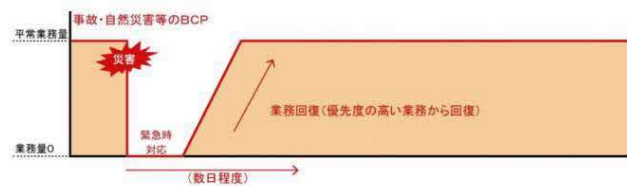
項目	地震災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ◎できる限り事業の継続・早期復旧を図る ◎サービス形態を変更して事業を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> ◎主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> ◎被害が地域的・局所的 (代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎被害が国内全域、全世界的となる (代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> ◎過去事例等からある程度の影響想定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◎長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ◎主に兆候がなく突発する ◎被害量は事後の制御不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◎海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ◎被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ◎事業を復旧すれば業績回復が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

情報を正確に入手し、
その都度、的確に判断をしておくことが必要

感染防止策が重要

事業継続は、主に
ヒトのやりくりの問題

図3 災害と新型コロナウイルス感染者の発生後業務量の時間的経過に伴う変化



計画策定のコツ(自然災害・感染症共通)

【自然災害・感染症 共通】

- ◆ これまでも各施設や事業所においては、災害や感染症に対し様々な取組が行われてきている。
- ◆ 厚生労働省作成のひな形を活用し、既に決まっているところやわかることから、項目を埋めていき、関係職員で検証・見直しを繰り返す。
- ◆ 体制の体系図や職員・利用者名簿等、既存の資料など活用する。

計画策定のコツ(自然災害)

【自然災害】

- ◆ 過去に発生した災害等の被害状況等を参考に自身の施設や事業所がある地域で発生した場合を想定し、関係職員で話し合ってみる。

計画策定のコツ(感染症)

【感染症】

- ◆ これまで行ってきた新型コロナ対応における各施設や事業の感染症対策を振り返ってみる。

業務継続計画に盛り込む項目(自然災害)

1 総論

基本方針、全体像、推進体制、リスクの把握、優先業務の選定、研修等の実施、BCPの検証・見直し

2 平常時の対応

建物・設備の安全、電気・ガス・水道が止まった場合、通信が麻痺した場合、衛生面(トイレ等)の対策 など

3 緊急時の対応

BCPの発動基準、行動基準、対応体制、対応拠点、安否確認、職員の参集基準 など

4 他施設との連携

連携体制の構築、連携対応

5 地域との連携

被災時の職員の派遣、福祉避難所の運営

業務継続計画に盛り込む項目（感染症）

1 総則

目的、基本方針、主管部門、全体像

2 平常時の対応

対応主体、対応事項（体制構築・整備、感染防止に向けた取組の実施 など）

3 初動対応

感染疑い者の発生、第一報、感染疑い者への対応、消毒・清掃等の実施、検査

4 感染拡大防止体制の確立

保健所との連携、濃厚接触者への対応、職員の確保 など

業務継続計画の策定後

- 研修（検討会、勉強会）や訓練などで、業務継続計画の内容を共有し、改善点などについて意見を出し合う
- 定期的に業務継続計画の検証、見直しを行う

最後に

- 最初から業務継続計画の完全版の策定を目指さず、皆さんで話し合いながら少しずつ完成に近づけていくイメージで取り組みましょう。
- 令和6年4月から、業務継続計画の策定等が義務化となります。早期の取組をお願いします。

厚生労働省ホームページ参照

これまでの説明は、

- ・介護施設・事業所における自然災害発生時のガイドライン
 - ・新型コロナウイルス感染症発生時のガイドライン
- をもとに説明

(ホームページ掲載)

ガイドライン

様式ツール

ひな形

作成手順の研修動画



道(高齢者保健福祉課ホームページ)

